

議第二十号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例について

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例（平成十一年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十部」を「十一部」に、「商工労働部」を「商工労働部
観光国際部」に改める。

第二条第七号ニを削り、同条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 観光国際部

イ 観光の振興に関する事項

ロ 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

観光国際部を設置するため、この条例を定めようとする。